

【第2部】桐蔭法科大学院長報告

〈演題〉「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラムの紹介」

□桐蔭法科大学院長・蒲 俊郎氏
(桐蔭法科大学院教授、弁護士)

「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター」の位置付けですが、これは本学法科大学院が新たに取り組んでいる「コンプライアンスのパイオニア養成」プログラムの一環として設立されたものです。その役割としましては、外部にも開かれた研究活動を、学生を巻き込んで展開して、その成果を社会に発信すると同時に、教育コンテンツの中にも取り込んでゆき、さらに、高い問題意識を培った学生が同センターの研究活動の推進力になることが期待されます。

もともと本学法科大学院は、「ハイブリッド法曹の養成」をその教育理念として掲げてきました。これは何かというと、社会経験の中で育まれた専門知識とロースクールで学んだ法律知識が融合して、まさに先ほど久保利先生がおっしゃったような、コンプライアンスの第一線で活躍してくれるような人材を育てていこうというのが、もともとの目的です。

ですから、実は、本学法科大学院のパンフレットの冒頭にずっと書いてある「ハイブリッド法曹」というものは、言葉を変えれば、コンプライアンスを担っていく人材の養成ということになります。

今般、本学法科大学院としては、従前の「ハイブリッド法曹の養成」という開学の理念自体は維持しながら、「コンプライアンス教育の充実」を打ち出し、本学に元々ある科目、それから今回新たに新設する科目、いろいろございますが、それらをパッケージングして、それをコンプライアンス人材養成のための教育的なプログラムとして皆さまにご提供していきたいと考えています。

本学法科大学院では、開学以来、「ハイブリッド法曹養成」を唱えてきており、多数の人がそれに共感して入学し、その結果、法曹資格を取られたうえで、各界で活躍しています。例えば、今日も越後さんにパネリストとして参加してもらいますが、彼女は、金沢大学付属病院特任准教授でした。日本初の国立大学付属病院の院内弁護士として活躍されて、現在は移籍されて虎の門病院で活躍されています。ほかにも、色々な会社にそういった人材を多数、われわれは既に送り出しておまして、現在、各方面で活躍中です。

それをさらに確たるものにしていこうということで、今般、このセンターを立ち上げて、コンプライアンスの研究を強力に推進して行こうと思います。そして、そこでの研究成果を本学法科大学院における教育の現場にも活用していきます。双方がうまくリンクして、より良いコンプライアンスのパイオニアの養成をしていくということが今回のわれわれのねらいです。

【第2部】桐蔭法科大学院長報告

先ほど久保利先生がおっしゃったように、コンプライアンス上の様々な問題がまさに今発生しています。今回、我々がこのコンプライアンスというものを前面に打ち出したのは、社会で高まるコンプライアンスの重要性に対し、教育機関としてどう対応していこうかという議論の中で、今回のこういった仕組みを構築したということです。

我々の今回のスキームのタイトルは、正式に言うと、「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」という長いタイトルです。この内容を「平成28年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」として文部科学省に提出したところ、この度、正式に文科省から「優れた取組」であるとの判定結果を得ることができました。

つまり、我々が勝手に自らに都合の良いことを言っているのではなく、ロースクールに色々と厳しい立場をとっている文科省が、本学法科大学院のこの取組に関して、優れているという判定をしてくれたわけです。我々としては自信を持ってどんどん進めていこうというふうに考えています。

先ほどお話ししましたように、このセンターは、今後、コンプライアンスの第一人者である久保利先生を中心として、最先端の研究活動をしていきます。さらに、外部への情報発信もしていきますし、その研究成果を、本学カリキュラムへ反映させて参ります。

例えば、本学教員は定期的にFD委員会主催の研修会を開いて教育力のアップを図っていますが、その中で、そういった情報を披瀝して、少しでもコンプライアンス教育にプラスになるような効果的内容を、授業に取り込んで進めていきたいというふうに考えている訳です。

もともと本学は、多くの実務家教員を抱えており、しかも各人が社会的に本当に活躍している現役の実務家であるわけで、そういった先生方が大勢いらっしゃるロースクールは多分そんなにないと思います。そして、そういった背景から、もともと実務的な教育をしていました。それらの中からコンプライアンスに係わる科目をパッケージングし、さらに足りないところに関しては、今年から科目を新設しています。

例えば、経済法は、「経済法の基礎」、「経済法の実務」とありますが、これらの担当教員は、公正取引委員会の元主任審査官です。それから、「インターネットの法律実務」という科目は、私が担当します。私のような現役の弁護士が法科大学院長をやっているところは、おそらく全国でも珍しい方だと思いますが、逆に、だからこそ思い切った取り組みができるというふうに思っています。

私は、久保利先生とは専門が違っていて、ネットベンチャーとかインターネット、そういったところを中心として、顧問をやらせていただいたり、監査役を務めたりしているのですが、例えば、皆さん知っているところであれば、パズドラ（パズル&ドラゴンズ）で有名なガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は上場時から私は関与しています。あの会社が上場し、その後、一時期は本当に大変でしたが、パズドラの成功によって株価が100倍以上になりました。その現場も生で私は見えています。私は、私が担当している「インターネットの法律実務」の授業の中で、その現場で起きていたことをリアルタ

【第2部】桐蔭法科大学院長報告

イムで説明しています。こうしたことができるというのが、おそらく本学法科大学院の強みだと思いませんか。すべての実務家教員が実際に企業の現場で活躍しているわけです。その中で様々な問題点に直面します。その解決も含めて、まさに教育の現場で、例えば私はこういうふうに解決した、こういう解決方法もあるかもしれない、そういったものをお教えできる、これがまさにコンプライアンス教育ではないかなと思っています。

さらに言えば、先ほど久保利先生の講演や、これから行うパネルディスカッションも含めて、こういったイベントを、それこそ日本経済新聞が主催して帝国ホテルでやったら、参加費は一体幾らぐらいになるのでしょうか。本学は全く無償です。さらに、久保利先生の授業に関しては、お申込みいただければ誰でも参加できる公開授業としています。

本学出身者、大宮出身者、それから企業の方も含めて、横浜市青葉区にあるこの横浜キャンパスには、さすがに遠すぎてなかなか来れませんね。しかし、われわれの東京キャンパスは東京メトロ日比谷線「神谷町駅」徒歩1分のところにありまして、そこで、久保利先生は公開授業をされています。毎週月曜日の午後8時40分から1時間半、どなたでも無料で久保利先生の生授業を聴講することができます。本学法科大学院はそういった場も提供することで、社会的貢献を果たしております。こういった活動も、社会にコンプライアンス教育を発信しているというふうに言えるのではないかなと思っています。

そのほか、企業コンプライアンスとか企業法務に関しては、この後にご登壇いただく大澤恒夫先生は元日本IBMの法務部、まさに企業法務の先駆的な存在ですが、そういった先生も教えています。それから中島肇先生は元東京高裁の裁判官で、日本の原発事故による損害賠償に関する第一人者です。おそらく皆さんも新聞等で先生の発言を見たことがあると思います。それから、熊田彰英先生は、もともと東京地検ばかりでなく、韓国の大使館にも勤務されたばかりの国際派の検事です。その先生が、企業法務における「国際刑事司法」とか、そういった科目を担当されています。そうしたまさに現場で実際に活躍してきた実務家が、本学法科大学院で授業を担当しているわけです。

そして、そうした教育コンテンツを、我々としては、今回、「コンプライアンスのパイオニア養成プログラム」としてパッケージングして、皆さまにご提供して、少しでも多くの、コンプライアンスを本当に理解している、コンプライアンスの現場で活躍できるような人材を輩出していきたいというふうに思っています。

ご関心や志をお持ちの方は、ぜひとも本学法科大学院にご入学いただき、一緒に学んでいくことができればと思っています。今年も8月から入試が始まりますので、適性試験を受けたうえで桐蔭法科大学院を受験してもらい、一緒にコンプライアンスを学び、研究していきたいというふうに思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

なお、先日、新聞に小さくですが、本学が公益財団法人大学基準協会の認証評価結果で不適合になったという記事が出ていたのをご覧になった方がいるかもしれませんが、心配しないでください。読売新聞にはちゃんと理由が書いてありましたが、不適合の理由の大きなものは、簡単に言えば、適性試験で下位15%以下の得点の人を合格させたということ

【第2部】桐蔭法科大学院長報告

です。

本学法科大学院は、適性試験の点数というものを決して軽視しているわけではありませんが、「ハイブリッド法曹」として相応しいバックグラウンドをお持ちの方であれば、適性試験で下位 15%以下の得点しか取れていない場合であっても、論文試験も含めた総合得点で一定の水準に達すれば、合格判定を出しています。言葉を換えれば、コンプライアンスについて問題意識を持ち、それにきちんと対応できる人材として期待される能力は、残念ながら、適性試験の点数とは必ずしも一致しないということです。

私は、これだけの経歴を持ちながら、適性試験の点数がなんでこんなに低いのかという受験者を、しばしば目にします。でも、その人は、まさに企業の現場で、もしくは役所の現場などで、ものすごく活躍している、こういう人を弁護士仲間に迎え入れられたら社会は変わるだろうな、と思う方がたくさんいるわけです。こういう方々こそ、本学法科大学院に入学してもらって、一緒にコンプライアンス研究をしましょうと思うような人材ですね。

しかしながら、適性試験というのはパズルみたいな試験で、年齢がいけばいくほど点数は取りにくい傾向にある試験なんですね。そんなもので本当に法曹に必要なとされる素養を判定することができるのかと、我々はもともと疑問を感じていますし、従前から、明確にその疑問を社会に発信してきました。

ですから、今回は残念ながら不適合でしたが、それでもやはり我々こそが司法制度改革の理念を体現しているという確信に変わりはありません。適性試験の結果はもちろん尊重されなければなりません、最も大切なのは司法制度改革にとってプラスになる人材を受け入れることですから、その点を重視した総合評価を行うことは当然許されると考えています。

以上の通りですから、皆さん、何も心配しないで、本学法科大学院を志願していただければ幸いです。本年度の適性試験はまだこれからですが、受験した結果、仮に点数が低くても、ハイブリッド法曹養成の理念にふさわしいバックグラウンドをお持ちでしたら、我々はきちんと対応したいと思っていますので、どうぞ奮って受験してください。